

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R6年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
京都府	奈良交通株式会社	(1) 和束木津線	4,122.5	
		小計	4,122	
	京阪京都交通株式会社	(2) 八田線1	9,242.0	
		(3) 神吉線1	2,410.5	
		(4) 原・神吉線1	3,501.5	
		小計	15,154	
	西日本ジェイアールバス株式会社	(5) 園福線(松山～園部)	3,948.0	
		(6) 園福線(福知山～松山)	4,718.0	
		(7) 高雄・京北線(京都～周山)	22,245.0	
		小計	30,911	
	京都交通株式会社	(8) 高浜線1	1,261.0	
		(9) 大江線1	3,364.5	
		(10) 福知山線1	4,411.0	
		(11) 夜久野線1	2,682.5	
		小計	11,719	
	丹後海陸交通株式会社	(12) 伊根線	8,101.0	
		(13) 蒲入線2	16,522.0	
		(14) 与謝線2	3,596.5	
		(15) 峰山線3	2,619.5	
		(16) 海岸線2	10,907.0	
(17) 間人循環線		13,339.0		
(18) 久美浜線		4,178.5		
(19) 丹後峰山線		6,271.5		
小計		65,535		
京阪バス株式会社	(20) 京都比叡平線	4,295		
	小計	4,295		
合 計			131,736	

注) 令和7年度、令和8年度については、令和6年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を經由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5、ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 奈良交通株式会社

6年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	業 界			
	営業収益	営業外収益	営業費用	経常収益(イ)
千円	7,109,161	188,920	8,233,504	7,298,081
千円	8,233,504	43,643	8,281,147	8,281,147
千円	△1,714,343	145,277	△1,569,066	△1,569,066
km				経常収支率
16,738,004.0				82.30 %

基準期間の前年度の 損益状況	業 界			
	営業収益	営業外収益	営業費用	経常収益(イ)
千円	6,444,406	398,810	6,843,216	6,843,216
千円	8,537,208	51,885	8,589,093	8,589,093
千円	△2,092,802	346,925	△1,745,877	△1,745,877
km				経常収支率
17,497,384.8				79.67 %

基準期間の前々年度の 損益状況	業 界			
	営業収益	営業外収益	営業費用	経常収益(イ)
千円	6,930,149	230,757	7,160,906	7,160,906
千円	9,671,954	71,636	9,743,590	9,743,590
千円	△2,741,805	159,121	△2,582,684	△2,582,684
km				経常収支率
18,599,561.6				73.49 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □=イ+ニ+ホ	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) □=イ+ニ+ホ	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) □=イ+ニ+ホ
京阪神	523円.86銭	490円.87銭	529円.76銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれも少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ+ハ+ト
京阪神	514円.83銭	552円.61銭	514円.83銭	436円.01銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特種措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 (イ)	計画平均乗車密度 (ロ)	計画輸送量 (ハ)	系統キロ程 チ	地域公共交通確保維持事業を実施する区域におけるキロ程 テ	同一路線に重複する事業を実施する区域におけるキロ程 ト	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ス	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(ロ+ス+ル))÷チ
				起点	主な経由地	終点											
京阪神	第1号		和東木津	加茂駅	和東河原	和東町原山	366	4,389.5 (11.8)	2.4	28.3	往 9.7 km (平均) 復 9.7 km	往 km (平均) 復 km	% 往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	% 往 km (平均) 復 km	% 往 km (平均) 復 km
合計			1系統							往 9.7 km (平均) 復 9.7 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	% 往 km (平均) 復 km	% 往 km (平均) 復 km	

補助ブロック名	申請番号	特種措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程の比率 (チー(ロ+ス)+チニ)	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額 カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象系統の経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額 コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-コ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか小さい方の額 レ				
						基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間						補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 サ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 マ
						経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ								
京阪神	第1号		%	83,092.3 km	43,241,755 円	184円.74銭	28,448,206 円	150,353.2 km	189円.20銭	28,381,186 円	148,129.0 km	191円.59銭	25,707,934 円	148,216.6 km	173円.44銭	23,782,065 円	19,458,790 円	19,458,789 円	19,458,789 円
合計				83,092.3 km	43,241,755 円	184円.74銭	28,448,206 円	150,353.2 km	189円.20銭	28,381,186 円	148,129.0 km	191円.59銭	25,707,934 円	148,216.6 km	173円.44銭	23,782,065 円	19,458,790 円	19,458,789 円	19,458,789 円

補助ブロック名	申請番号	特種措置	ソ×ワ	ソ×マ	計画平均乗車密度が50人未満の路線 ゾ	補助対象経常費用 ナ	計画輸送量 ナ×1/2=ハ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ	損失額から標準補助額を控除した額 ム-ラ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		その他の者の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	第1号		19,458,789 円	円	8,245,249 円	8,245 円	4,122.5 円	19,458,790 円	19,336,290 円	4,122,000 円	26.9 %	11,214,290 円	73.1 %	円	%	0 円	0.0 %	
合計			19,458,789 円	円	8,245,249 円	8,245 円	4,122 円	19,458,790 円	19,336,290 円	4,122,000 円	26.9 %	11,214,290 円	73.1 %	0 円	0.0 %	0 円	0.0 %	

- (1) 記載要領
- 1.乗合バス事業者の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和59年5月17日付け自賠第338号、自第151号、自第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 5.「補助プログラムの名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
 - 6.地球キロ当たり標準経常費用は、補助プログラムを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プログラムにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 8.「特別措置」の欄は、地域公共交通利便促進計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年6月2日改正別添第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5、ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
 - 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
 - 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助プログラム外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往+復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往+復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往+復の平均値の合計を記載すること。
 - 11.「同一補助プログラム都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プログラムにおける都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プログラムが異なる都道府県外乗入部分については「1」に記載すること。
 - 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいひ、当該補助プログラム内区間(系統キロ程(チ)ー補助プログラム外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助プログラム都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
 - 13.「補助プログラム外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「1」のうち補助プログラム外乗入部分及び同一補助プログラム都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助プログラム外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助プログラム外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、「計画平均乗車密度が5人未満の路線」についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 - 17.「補助対象経費」の欄は、「ネ」(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は「ネ」の金額を記載し、記載がない場合は「ツ」の金額を記載する。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の「ネ」の金額又は「ツ」の金額に、「ソ」の金額から左記の場合の「ネ」の金額又は「ツ」の金額を控除して得た金額に「ク」の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、「ソ」の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
 - 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の「1」は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の異なる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することでありとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 上日・曜日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)
- (2) 添付書類
1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	京阪京都交通株式会社
------	------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※]) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,123,833 千円	営業外収益	10,759 千円	経常収益(イ)	1,134,592 千円
	営業費用	1,189,221 千円	営業外費用	1,668 千円	経常費用(ロ)	1,190,889 千円
	営業損益	-65,388 千円	営業外損益	9,091 千円	経常損益	-56,297 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,015,145.3 km				経常収支率	95.27 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,038,708 千円	営業外収益	38,597 千円	経常収益(イ)	1,077,305 千円
	営業費用	1,195,133 千円	営業外費用	2,896 千円	経常費用(ロ)	1,198,029 千円
	営業損益	-156,425 千円	営業外損益	35,701 千円	経常損益	-120,724 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	2,957,420.4 km				経常収支率	89.92 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,057,147 千円	営業外収益	13,671 千円	経常収益(イ)	1,070,818 千円
	営業費用	1,198,312 千円	営業外費用	4,173 千円	経常費用(ロ)	1,202,485 千円
	営業損益	-141,165 千円	営業外損益	9,498 千円	経常損益	-131,667 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,065,617.7 km				経常収支率	89.05 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
京阪神	392 円 24 銭	405 円 09 銭	394 円 96 銭
北近畿	392 円 24 銭	405 円 09 銭	394 円 96 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)÷3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
京阪神	397 円 43 銭	552 円 61 銭	397 円 43 銭	376 円 29 銭
北近畿	397 円 43 銭	411 円 60 銭	397 円 43 銭	376 円 29 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック名	申請 番号	特 例 措置	運行 系統名	運行系統			計画運行 回数 (①=カコ内	計画平均 乗車密度 ②	計画 輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 施す区域におけるキロ程 オ	系統キロ程 と地域公共 交通再編事 業を施す区 域における キロ程との 比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗 入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合 部分に係るキロ程 ル		他路線との 競合率 ル÷キ	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック都 道府県外乗入 部分及び他路 線との競合部分 以外のキロ程 の比率 (チ-ル+ヌ+ ル)÷チ=エ
				起点	主な 経由地	終点				計画運行 回数 ①	往 復			往 復	往 復		往 復	往 復		
京阪神	1		八田線1	JR 亀岡駅 南口	奥条= 大谷	JR 園部駅 西口	366 日	3,396.0 (9.2)	3.0	27.6 人	往 26.0 km (平均) 復 26.0 km 28.0 km	往 km (平均) 復 km km	%	往 14.7 km (平均) 復 14.7 km 14.7 km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	47,500 %	
				2	神吉線1	JR 八木駅	西所	神吉口	366 日	1,647.0 (4.5)	3.5	15.7 人	往 12.6 km (平均) 復 12.0 km 12.3 km	往 km (平均) 復 km km	%	往 10.1 km (平均) 復 9.5 km 9.8 km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	20,325 %
				3	原・神吉線1	JR 八木駅	神吉上	原	366 日	1,098.0 (3.0)	5.1	15.3 人	往 18.1 km (平均) 復 17.5 km 17.8 km	往 km (平均) 復 km km	%	往 11.9 km (平均) 復 11.3 km 11.6 km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	34,831 %
北近畿	1		八田線1	JR 亀岡駅 南口	奥条= 大谷	JR 園部駅 西口	366 日	3,396.0 (9.2)	3.0	27.6 人	往 26.0 km (平均) 復 26.0 km 28.0 km	往 km (平均) 復 km km	%	往 13.3 km (平均) 復 13.3 km 13.3 km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	52,500 %	
				2	神吉線1	JR 八木駅	西所	神吉口	366 日	1,647.0 (4.5)	3.5	15.7 人	往 12.6 km (平均) 復 12.0 km 12.3 km	往 km (平均) 復 km km	%	往 2.5 km (平均) 復 2.5 km 2.5 km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	79,674 %
				3	原・神吉線1	JR 八木駅	神吉上	原	366 日	1,098.0 (3.0)	5.1	15.3 人	往 18.1 km (平均) 復 17.5 km 17.8 km	往 km (平均) 復 km km	%	往 6.2 km (平均) 復 6.2 km 6.2 km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	65,168 %
合計			系統							往 117.4 km (平均) 復 115.0 km 116.2 km	往 km (平均) 復 km km	%	往 58.7 km (平均) 復 57.5 km 58.1 km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%			

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率	計画乗車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はののうちいずれか少ないほうの額	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益	乗車走行キロ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益	経常収益	乗車走行キロ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益	経常収益	乗車走行キロ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益					
京阪神	1		47.500 %	190,176.0 km	75,581,647 円	184円66銭	33,587,412 円	188,746.2 km	177円95銭	37,697,877 円	189,814.2 km	198円60銭	33,567,092 円	189,156.0 km	177円45銭	35,117,901 円	40,463,746 円	34,011,741 円	34,011,741 円
	2		20.325 %	40,443.0 km	16,073,261 円	143円42銭	4,225,179 円	40,626.0 km	104円00銭	3,262,933 円	40,423.5 km	80円71銭	9,895,439 円	40,295.1 km	245円57銭	5,800,336 円	10,272,925 円	7,232,967 円	7,232,967 円
	3		34.831 %	39,162.0 km	15,564,153 円	162円66銭	4,129,458 円	39,088.8 km	105円64銭	4,823,470 円	38,982.2 km	123円73銭	10,030,499 円	38,784.2 km	258円62銭	6,370,091 円	9,194,062 円	7,003,868 円	7,003,868 円
北近畿	1		52.500 %	190,176.0 km	75,581,647 円	184円66銭	33,587,412 円	188,746.2 km	177円95銭	37,697,877 円	189,814.2 km	198円60銭	33,567,092 円	189,156.0 km	177円45銭	35,117,901 円	40,463,746 円	34,011,741 円	34,011,741 円
	2		79.674 %	40,443.0 km	16,073,261 円	143円42銭	4,225,179 円	40,626.0 km	104円00銭	3,262,933 円	40,423.5 km	80円71銭	9,895,439 円	40,295.1 km	245円57銭	5,800,336 円	10,272,925 円	7,232,967 円	7,232,967 円
	3		65.168 %	39,162.0 km	15,564,153 円	162円66銭	4,129,458 円	39,088.8 km	105円64銭	4,823,470 円	38,982.2 km	123円73銭	10,030,499 円	38,784.2 km	258円62銭	6,370,091 円	9,194,062 円	7,003,868 円	7,003,868 円
合計				539,562.0 km	214,438,122 円		83,884,098 円	536,922.0 km		91,568,560 円	538,439.8 km		106,986,060 円	536,470.6 km		94,576,656 円	119,861,466 円	96,497,152 円	96,497,152 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	1		16,155,576 円	16,155,576 円	8,780,204 円	8,780 千円	4,390.0 千円	40,463,746 円	31,221,746 円	4,390,000 円	29.60%	10,439,702 円	70.39%	0 円	627 円	0.00%		
	2		1,470,100 円	1,470,100 円	980,066 円	980 千円	490.0 千円	10,272,925 円	7,862,425 円	490,000 円	30.66%	1,107,871 円	69.33%	0 円	166 円	0.01%		
	3		2,439,517 円	2,439,517 円	2,439,517 円	2,439 千円	1,219.5 千円	9,194,062 円	5,692,562 円	1,219,500 円	61.50%	762,866 円	38.47%	0 円	410 円	0.02%		
北近畿	1		17,856,164 円	17,856,164 円	9,704,436 円	9,704 千円	4,852.0 千円	40,463,746 円	31,221,746 円	4,852,000 円	29.60%	11,538,302 円	70.39%	0 円	1,115 円	0.01%		
	2		5,762,794 円	5,762,794 円	3,841,882 円	3,841 千円	1,920.5 千円	10,272,925 円	7,862,425 円	1,920,500 円	30.66%	4,342,056 円	69.31%	0 円	1,832 円	0.03%		
	3		4,564,280 円	4,564,280 円	4,564,280 円	4,564 千円	2,282.0 千円	9,194,062 円	5,692,562 円	2,282,000 円	61.51%	1,427,305 円	38.47%	0 円	481 円	0.01%		
合計			48,248,431 円	48,248,431 円	30,310,365 円	30,308 千円	15,154.0 千円	119,861,466 円	89,553,466 円	15,154,000 円		29,618,102 円			4,631 円			

※ウ欄：ム(京阪神)・北近畿)ウ。系統全体の損失額から系統全体に係る国庫補助額を控除。

※ウ欄：ウ欄で算出した系統全体の損失額(国庫補助額控除済み)を、キロ程比率で京阪神ブロック・北近畿ブロックに分け。

(1) 記載要領

1. 乗車バス事業の収益、乗車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗車バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
4. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
8. 「特例措置」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年9月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2.5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
9. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通利便増進実施計画を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
11. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
12. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線にあって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)一補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)一同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
13. 補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
14. 「系統キロ程と地域公共交通利便増進実施計画を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
15. 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
16. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
17. 「補助対象経費」の欄は、(ネ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ソ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ソ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ソ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)こと。
18. 「補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の1/1.2に相当する額と都道府県協議会等が算出した経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
19. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
21. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは唯目の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から土・祝日の数による運行回数等の違いを除き、変更がないため略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通利便増進実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

令和6年度

事業者名	西日本ジェイアールバス株式会社
------	-----------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	646,624千円	営業外収益	2,003千円	経常収益(イ)	648,627千円
営業費用	1,133,749千円	営業外費用	1,831千円	経常費用(ロ)	1,135,580千円	
営業損益	△ 487,125千円	営業外損益	172千円	経常損益	△ 486,953千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	1,831,286.0 km				経常収支率	57.12 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	580,864千円	営業外収益	17,377千円	経常収益(イ)	598,241千円
営業費用	1,115,133千円	営業外費用	1,380千円	経常費用(ロ)	1,116,513千円	
営業損益	△ 534,269千円	営業外損益	15,997千円	経常損益	△ 518,272千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	1,922,502.6 km				経常収支率	53.58 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	569,330千円	営業外収益	1,294千円	経常収益(イ)	570,624千円
営業費用	1,105,247千円	営業外費用	612千円	経常費用(ロ)	1,105,859千円	
営業損益	△ 535,917千円	営業外損益	682千円	経常損益	△ 535,235千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	1,920,362.7 km				経常収支率	51.60 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ"÷ハ"=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	575円.85銭	580円.76銭	620円.09銭
京阪神	575円.85銭	580円.76銭	620円.09銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	592円.23銭	411円.60銭	411円.60銭	354円.19銭
京阪神	592円.23銭	552円.61銭	552円.61銭	354円.19銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区画におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区画におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との結合部分に係るキロ程 ル	他路線との結合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ			
				起点	主な経由地	終点														
北近畿	1	無	園福線	桧山	自蒸運動公園	園部	366日	2,928 (8.0)	3.7	29.6	往 17.0km (平均) 復 17.0km	17.0km	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km	%	100%
北近畿	2	無	園福線	福知山	市ノ谷	桧山	366日	1,830 (5.0)	2.6	13.0	往 34.8km 復 34.8km	34.8km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	100%
京阪神	3	無	京都市営バス	京都	立命	扇山	366日	4,747.5 (12.9)	7.3	94.1	往 33.2km 復 33.2km	33.2km	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km	%	100%
合計			系統								往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 ($\frac{ア}{ア+イ}$) + $\frac{ウ}{ウ+エ}$	計画乗車走行キロ ワ	補助対象経費用の見込額 ヘ×ワ以下の額 ($d+e+f$)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額 ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	夕又はしのうちいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益 ヤ/マ=d	経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益 ヤ/マ=e	経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益 ヤ/マ=f					
北近畿	1	無	100%	100,430.4km	41,337,152円	285円,79銭	38,842,352円	163,411.0km	237円,69銭	47,885,825円	162,719.0km	294円,28銭	42,822,329円	131,593.4km	325円,41銭	28,702,004円	12,635,148円	18,601,718円	12,635,148円
北近畿	2	無	100%	127,368.0km	52,424,668円	194円,81銭	35,074,503円	178,315.2km	196円,69銭	31,961,406円	177,828.0km	179円,73銭	31,699,846円	152,389.2km	208円,01銭	24,812,560円	27,612,108円	23,591,100円	23,591,100円
京阪神	3	無	100%	312,281.3km	172,589,789円	410円,14銭	122,465,195円	308,937.3km	396円,40銭	128,933,866円	310,241.1km	415円,59銭	130,305,684円	311,397.4km	418円,45銭	128,079,052円	44,490,717円	77,656,396円	44,490,717円
合計				540,079.7km	266,331,589円		196,382,050円	650,663.5km		208,780,897円	650,788.1km		204,827,859円	593,300.0km		181,593,616円	84,737,973円	119,849,214円	80,716,965円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外に係るもの ソメラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソマ'='ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数/③計画運行回数=ナ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から围補補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的割合
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	1	無	12,635,148円	12,635,148円	7,896,967円	7,896千円	3,848,0千円	30,775,891円	26,827,891円	3,948,000円	14.71%	円	円	円	円	22,879,891円	85.28%	
北近畿	2	無	23,591,100円	23,591,100円	9,436,440円	9,436千円	4,718,0千円	50,618,590円	45,900,590円	4,718,000円	10.27%	円	円	円	円	41,182,590円	89.72%	
京阪神	3	無	44,490,717円	44,490,717円		44,490千円	22,245,0千円	56,863,302円	34,618,302円	11,122,500円	32.12%	円	円	円	円	12,373,302円	35.74%	
合計			80,716,965円	80,716,965円	17,333,407円	61,822千円	30,811,0千円	138,257,783円	107,346,783円	19,788,500円	18.43%	円	円	円	円	76,435,783円	71.21%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、乗車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自負第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を要すること。
- 補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 補助ブロック名の欄は、補助金交付要綱表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一意番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 特例措置の欄は、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱表2-5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 計画運行回数(ノ)の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 系統キロ程の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との割合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 他路線との割合部分に係るキロ程とは、他の運行系統との割合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該割合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)＝補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)＝同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ウ))に係るキロ程を記載すること。
- 補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率の欄、「他路線との割合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 計画乗車走行キロの欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」「乗車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 計画平均乗車密度が5人未満の路線の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 補助対象経費の欄は、(ホ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、「(ツ)の金額から左記の場合(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、「(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)こと。
- 補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 計画額の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じもしくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業報告規則第2条第2項の「事業報告書(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

令和6年度

事業者名	京都市交通株式会社
------	-----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	154,092 千円	営業外収益	11,126 千円	経常収益(イ)	165,218 千円
	営業費用	321,688 千円	営業外費用	348 千円	経常費用(ロ)	322,036 千円
	営業損益	△ 167,596 千円	営業外損益	10,778 千円	経常損益	△ 156,818 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,058,483.6 km				経常収支率	51.30 %

基準期間の 前々年度 の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	142,766 千円	営業外収益	32,059 千円	経常収益(イ)	174,825 千円
	営業費用	331,926 千円	営業外費用	235 千円	経常費用(ロ)	332,161 千円
	営業損益	△ 189,160 千円	営業外損益	31,824 千円	経常損益	△ 157,336 千円
基準期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,064,069.6 km				経常収支率	52.63 %

基準期間の 前々年度 の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	146,978 千円	営業外収益	11,155 千円	経常収益(イ)	158,133 千円
	営業費用	342,700 千円	営業外費用	604 千円	経常費用(ロ)	343,304 千円
	営業損益	△ 195,722 千円	営業外損益	10,551 千円	経常損益	△ 185,171 千円
基準期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,064,762.5 km				経常収支率	46.06 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用(基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用(基準期間の前年度) ロ÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用(基準期間※) ロ÷ハ=c
北近畿	322 円 42 銭	312 円 16 銭	304 円 24 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (a+b+c)÷3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハト
北近畿	312 円 94 銭	411 円 60 銭	312 円 94 銭	156 円 08 銭
北陸	312 円 94 銭	425 円 31 銭	312 円 94 銭	156 円 08 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請 番号	特例 措置	運行 系統名	運行系統			計画運行 回数 (①=カッコ内	計画 平均 乗車 密度 ②	計画 輸送量 ①×② =③	系統キロ程		地域公共交通再編事業 を実施する区域に おけるキロ程	系統キロ程 と地域公共 再編事業を 実施する区域 における キロ程との 比較 オ÷チ=ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との競合 部分に係るキロ程 ル	他路線との 競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗 入部分、同一補助 ブロック都道府県 外乗入部分及び 他路線との競合部 分以外のキロ程の 比率 (チ-(リ+ヌ+ ル))÷チ=ヨ
				起点	主な 経由地	終点				往	復							
北近畿	北近畿 第1号	無	高浜線I	東舞鶴駅前	松尾寺 駅前	高浜駅前	366日	1,708 (4.6)	3.3	15.1 人	往16.7km (平均) 復16.7km 16.7km	往 km (平均) 復 km . km	往&6km (平均) 復&6km 8.6km	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	48.502%	
	北近畿 第2号	無	大江線I	西舞鶴駅前	地頭	大江駅前	366日	1,586 (4.3)	3.5	15.0 人	往23.6km 復23.6km 23.6km	往 km 復 km . km	往 km 復 km . km	往 km 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	100.000%	
	北近畿 第3号	無	福知山線I	市民病院	石原	綾部駅前	366日	2,928 (8.0)	3.8	30.4 人	往15.2km 復15.2km 15.2km	往 km 復 km . km	往 km 復 km . km	往 km 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	100.000%	
	北近畿 第4号	無	夜久野線I	福知山駅前	牧	下夜久野駅前	366日	1,403 (3.8)	4.0	15.2 人	往17.2km 復17.2km 17.2km	往 km 復 km . km	往 km 復 km . km	往 km 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	100.000%	
合計			系統								往72.7km 復72.7km 72.7km	往 km 復 km . km	往&6km (平均) 復&6km 8.6km	往 km 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km			

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ)÷(リ+ヌ)×100	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象システムのキロ当たり経常収益									補助対象システムの経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はシのうちいずれか少ないほうの額額	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象システムの乗車走行キロ当たり経常収益ヤ×マ÷ド	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象システムの乗車走行キロ当たり経常収益ヤ×マ÷ド	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象システムの乗車走行キロ当たり経常収益ヤ×マ÷ド					
北近畿	北近畿第1号	無	48.502%	57,047.2 km	17,852,350円	173円13銭	8,491,310円	56,979.4km	149円02銭	10,664,506円	56,913.6km	187円38銭	10,409,764円	56,883.0km	182円99銭	9,876,581円	7,975,769円	8,033,557円	7,975,769円
	北近畿第2号	無	100.000%	74,859.2 km	23,426,438円	184円09銭	13,595,851円	74,593.4km	182円26銭	13,186,752円	74,717.6km	176円48銭	14,462,304円	74,717.6km	193円55銭	13,780,830円	9,645,608円	10,541,897円	9,645,608円
	北近畿第3号	無	100.000%	89,011.2 km	27,855,164円	180円79銭	15,341,316円	88,741.5km	172円87銭	16,927,817円	88,828.8km	190円56銭	15,897,122円	88,828.8km	178円96銭	16,092,334円	11,762,830円	12,534,823円	11,762,830円
	北近畿第4号	無	100.000%	48,263.2 km	15,103,485円	159円02銭	6,936,330円	48,203.0km	143円88銭	7,083,275円	48,142.8km	147円13銭	8,956,914円	48,142.8km	186円04銭	7,674,814円	7,428,671円	6,796,568円	6,796,568円
合計				269,180.8 km	84,237,437円	円 銭	44,364,807円	268,517.3km	147円02銭	47,862,352円	268,602.8km	147円13銭	49,725,604円	268,572.2km	182円99銭	47,424,559円	36,812,878円	37,906,845円	36,180,775円

補助ブロック名	申請番号	地域連携推進事業の特例措置の有無	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合										
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要		
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
北近畿	北近畿第1号	無	3,868,407円	3,868,407円	2,522,874円	2,522千円	1,261千円	7,975,769円	6,714,769円	1,261,000円	18.78%	1,346,000円	1,346,000円	20.05%	4,107,000円	61.16%	769円	0.01%	「その他の者」の額は北近畿ブロックのデータになります。	
	北近畿第2号	無	9,645,608円	9,645,608円	6,729,493円	6,729千円	3,364.5千円	9,645,608円	6,281,108円	3,364,500円	53.57%	2,916,000円	1,755,000円	1,161,000円	46.42%	608円	0.01%			
	北近畿第3号	無	11,762,830円	11,762,830円	8,822,122円	8,822千円	4,411千円	11,762,830円	7,351,830円	4,411,000円	60.00%	2,940,000円	2,940,000円	39.99%	830円	0.01%				
	北近畿第4号	無	6,796,568円	6,796,568円	5,365,711円	5,365千円	2,682.5千円	7,428,671円	4,746,171円	2,682,500円	56.52%	2,063,000円	2,063,000円	43.47%	671円	0.01%				
合計			32,073,413円	32,073,413円	23,440,200円	23,438千円	11,719千円	36,812,878円	25,093,878円	11,719,000円	46.70%	9,265,000円	3,101,000円	6,164,000円	36.92%	4,107,000円	16.37%	2,878円	0.01%	

※高浜線ウ欄については、京都府域国庫申請額及び福井県側の国庫申請額を併せて控除しています。

- (1) 記載要領
- 乗入バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗入バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年6月17日付け自総第338号、自第151号、自第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を要すること。
 - 補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 補助対象期間の経常収益の欄は、補助金交付要綱表6の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごと一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 特例措置の欄は、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
 - 計画運行回数(回)の欄には、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
 - 系統キロ程の欄、「地域公共交通利便増進事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
 - 他路線との競合部分に係るキロ程とは、他の運行系統との競合区間の合計が90%以上の生活交通路線である、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
 - 補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 系統キロ程と地域公共交通利便増進事業を実施する区域におけるキロ程との比率の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 計画実車走行キロの欄、「補助対象システムのキロ当たり経常収益」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 計画平均乗車密度が5人未満の路線の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をい。
 - 補助対象経費の欄は、(ホ)計画平均乗車密度が5人未満の路線に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ソ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ソ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ソ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
 - 補助対象システムの乗車走行キロ当たり経常収益の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の1/20に相当する額と都道府県協賛金等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績が
 - 計画額の欄は、系統ごとに百円単位(0.5円まで)記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載する事で足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・日祝による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通利便増進実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	丹後海陸交通株式会社
------	------------

6年度

国

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) [※] の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	90,984千円	営業外収益	3,949千円	経常収益(イ)	94,933千円
営業費用	434,803千円	営業外費用	907千円	経常費用(ロ)	435,710千円	
営業損益	△343,819千円	営業外損益	3,042千円	経常損益	△340,777千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,307,006.6 km				経常収支率	21.78%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	80,499千円	営業外収益	2,792千円	経常収益(イ)	83,291千円
営業費用	409,108千円	営業外費用	3,405千円	経常費用(ロ)	412,513千円	
営業損益	△328,609千円	営業外損益	△613千円	経常損益	△329,222千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	1,302,908.2 km				経常収支率	20.19%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	93,117千円	営業外収益	1,864千円	経常収益(イ)	94,981千円
営業費用	448,194千円	営業外費用	1,232千円	経常費用(ロ)	449,426千円	
営業損益	△355,077千円	営業外損益	632千円	経常損益	△354,445千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,388,198.5 km				経常収支率	21.13%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ ¹ ÷ハ ² =a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ ³ ÷ハ ⁴ =b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ ⁵ ÷ハ ⁶ =c
北近畿	323円74銭	316円60銭	333円36銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度、前年度、補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (a+b+c)÷3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	324円56銭	411円60銭	324円56銭	72円63銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通両輪事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック郡道府県外乗入部分のキロ程	他路線との統合部分に係るキロ程	他路線との統合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック郡道府県外乗入部分及び他路線との統合部分以外のキロ程の比率		
				起点	主な経由地	終点											①=カッコ内	②
北近畿	第1号		伊根線	上宮	上宮	上宮	366日	2373.0回(6.4)	3.2	20.4人	往 37.4Km (平均) 復 37.4Km 37.4km	往、Km (平均) 復、Km	%	往、Km (平均) 復、Km	%	往、Km (平均) 復、Km	%	100.00
	第2号		瀬入線2	上宮	瀬入	瀬入	366日	2582.0回(7.0)	4.6	32.2人	往 46.6Km (平均) 復 46.6Km 46.6km	往、Km (平均) 復、Km	%	往、Km (平均) 復、Km	%	往、Km (平均) 復、Km	%	100.00
	第3号		与謝線2	上宮	与謝	与謝	366日	2556.0回(6.9)	2.5	17.2人	往 22.6Km (平均) 復 22.6Km 22.6km	往、Km (平均) 復、Km	%	往、Km (平均) 復、Km	%	往、Km (平均) 復、Km	%	100.00
	第4号		峰山線3	野田	峰山	峰山	366日	2316.0回(6.3)	2.6	16.3人	往 16.5Km (平均) 復 16.5Km 16.5km	往、Km (平均) 復、Km	%	往、Km (平均) 復、Km	%	往、Km (平均) 復、Km	%	100.00
	第5号		海岸線2	マイ前	海岸	海岸	366日	2373.0回(6.4)	4.1	28.2人	往 40.7Km (平均) 復 40.7Km 40.7km	往、Km (平均) 復、Km	%	往、Km (平均) 復、Km	%	往、Km (平均) 復、Km	%	100.00
	第6号		間人循環線3	峰山	間人	間人	366日	2436.0回(6.6)	4.8	31.6人	往 41.3Km (平均) 復 41.3Km 41.3km	往、Km (平均) 復、Km	%	往、Km (平均) 復、Km	%	往、Km (平均) 復、Km	%	100.00
	第7号		久美浜線	マイ前	久美浜	久美浜	366日	1944.0回(5.3)	3.0	15.9人	往 26.0Km (平均) 復 26.0Km 26.0km	往、Km (平均) 復、Km	%	往、Km (平均) 復、Km	%	往、Km (平均) 復、Km	%	100.00
	第8号		丹後峰山線	マイ前	峰山	峰山	366日	1704.0回(4.6)	3.8	17.4人	往 38.9Km (平均) 復 38.9Km 38.9km	往、Km (平均) 復、Km	%	往、Km (平均) 復、Km	%	往、Km (平均) 復、Km	%	100.00
合計		系統																

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック郡道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ×(リ+ヌ+ル))÷チ=ロ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額/カ	補助対象経常費用の見込額 (d+e+f)÷3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額/ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経常費用の償還額 カ×9/20=レ	タ又はレのいずれか少ないほうの額 ソ			
							基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間								
							経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ							
北近畿	第1号		%	177,500.4 km	57,609,529 円	72円,80銭	12,782,603 円	162,268.7 km	78円,77銭	8,802,705 円	162,594.6 km	52円,60銭	14,083,587 円	162,118.1 km	86円,74銭	12,922,030 円	44,887,459 円	25,924,288 円	25,924,288 円
	第2号		%	283,959.2 km	85,670,597 円	81円,31銭	15,153,988 円	164,117.3 km	92円,33銭	12,179,201 円	163,624.8 km	74円,43銭	12,816,571 円	163,477.7 km	77円,17銭	21,462,523 円	84,208,074 円	38,551,768 円	38,551,768 円
	第3号		%	113,277.6 km	38,785,377 円	89円,86銭	5,518,792 円	90,268.2 km	61円,13銭	12,051,473 円	113,370.2 km	106円,30銭	11,544,953 円	112,997.4 km	102円,17銭	10,179,126 円	25,585,251 円	18,544,419 円	18,544,419 円
	第4号		%	75,337.2 km	24,451,441 円	109円,87銭	7,150,123 円	71,809.2 km	99円,67銭	8,574,095 円	75,170.4 km	114円,26銭	8,718,558 円	75,157.5 km	116円,00銭	8,277,259 円	18,174,142 円	11,003,148 円	11,003,148 円
	第5号		%	191,185.8 km	62,051,263 円	72円,33銭	12,454,079 円	174,098.3 km	71円,63銭	13,785,469 円	185,944.1 km	74円,13銭	13,212,514 円	185,191.4 km	71円,34銭	13,828,469 円	48,222,794 円	27,923,068 円	27,923,068 円
	第6号		%	200,929.2 km	65,213,561 円	69円,50銭	9,380,868 円	141,675.1 km	66円,21銭	13,208,586 円	185,825.0 km	67円,45銭	14,800,866 円	185,036.7 km	74円,86銭	13,964,580 円	51,249,001 円	29,346,111 円	29,346,111 円
	第7号		%	101,088.0 km	32,809,121 円	77円,22銭	8,537,849 円	81,662.4 km	93円,14銭	7,531,533 円	101,093.0 km	74円,50銭	6,473,518 円	101,088.7 km	64円,02銭	7,808,016 円	25,003,105 円	14,764,104 円	14,764,104 円
	第8号		%	131,692.8 km	42,742,215 円	69円,55銭	7,722,278 円	120,438.4 km	64円,21銭	9,814,065 円	131,984.1 km	72円,84銭	9,508,339 円	132,405.9 km	71円,81銭	9,159,235 円	33,582,980 円	19,233,996 円	19,233,996 円
合計				1,254,970.2 km	407,313,124 円		78,700,578 円	1,016,324.1 km		85,547,127 円	1,129,906.2 km		90,738,904 円	1,127,676.0 km		97,599,278 円	309,713,846 円	183,290,902 円	183,290,902 円

補助プロジェクト名	申請番号	特別措置	ソのうち補助プロジェクト外入部分、同一補助プロジェクト都道府県外入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助プロジェクト外入部分及び同一補助プロジェクト都道府県外入部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
			ソ×ラ÷ウ	ソ×ラ'÷ウ'	ソ×み×なし×運行回数÷(計画運行回数×本)	ナ	ナ×1/2=ラ	ニ×ウーヨ=ム	ムーラ=ウ									
北 近 畿	第1号		25,924,288 円	円	18,202,680 円	18,202 千円	8,101.0 千円	44,887,459 円	38,586,459 円	7,293,500 円	19.93%	29,292,959 円	80.07%	円	%	円	%	
	第2号		38,551,768 円	円	33,044,372 円	33,044 千円	16,522.0 千円	64,208,074 円	47,688,074 円	16,522,000 円	34.65%	31,166,074 円	65.35%	円	%	円	%	
	第3号		18,544,419 円	円	7,193,225 円	7,193 千円	3,596.5 千円	28,588,251 円	22,888,751 円	2,457,500 円	10.69%	26,131,251 円	89.31%	円	%	円	%	
	第4号		11,003,148 円	円	5,239,594 円	5,239 千円	2,619.5 千円	16,174,142 円	13,554,642 円	2,619,500 円	19.33%	10,935,142 円	80.67%	円	%	円	%	
	第5号		27,923,088 円	円	21,814,896 円	21,814 千円	10,907.0 千円	48,222,794 円	37,315,794 円	10,907,000 円	29.23%	26,408,794 円	70.77%	円	%	円	%	
	第6号		29,346,111 円	円	26,678,282 円	26,678 千円	13,339.0 千円	51,249,001 円	37,910,001 円	13,339,000 円	35.19%	34,571,001 円	64.81%	円	%	円	%	
	第7号		14,764,104 円	円	8,357,040 円	8,357 千円	4,178.5 千円	25,003,105 円	20,824,605 円	4,178,500 円	20.07%	14,846,105 円	79.93%	円	%	円	%	
	第8号		19,233,996 円	円	12,543,910 円	12,543 千円	6,271.5 千円	33,582,980 円	27,311,480 円	6,271,500 円	22.98%	21,039,980 円	77.02%	円	%	円	%	
合計		183,290,802 円	円	131,073,959 円	131,070 千円	65,535 千円	309,713,848 円	244,178,848 円	63,588,000 円	26.04%	183,203,848 円	73.96%	円	%	円	%		

- (1) 記載要領
- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の製造収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自放第151号、自資第56号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 5.「補助プロジェクト」の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
 - 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助プロジェクトを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロジェクトにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 8.「特別措置」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱第2編第1章第3節に該当する場合には「3」を記載すること。
 - 9.計画運行回数の欄には、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
 - 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助プロジェクト外入部分のキロ程」の欄、「都道府県外入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 11.「同一補助プロジェクト都道府県外入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロジェクト内における都道府県外入部分のキロ程を記載することとし、補助プロジェクトが異なる都道府県外入部分は「(リ)」に記載すること。
 - 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助プロジェクト内区間(系統キロ程(キ)ー補助プロジェクト外入部分のキロ程(リ)ー同一補助プロジェクト都道府県外入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
 - 13.「補助プロジェクト外入部分及び都道府県外入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助プロジェクト外入部分及び同一補助プロジェクト都道府県外入部分以外に係るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助プロジェクト外入部分、都道府県外入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助プロジェクト外入部分及び都道府県外入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみに記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 - 17.「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ソ)の金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ソ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ソ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
 - 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ハ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の充込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の充込額のうち、いずれか高い値を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.01千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に要がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日+祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表3 別表1及び別表3の補助事業の基準木に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められたシステムの概要

都道府県名：京都府

番号	システム名	理 由	運行回数	
			土曜	日曜祝日
		該当なし		

(記載要領)

- 「番号」の欄には、今年度補助を受けようとする系統の一連番号から抽出して記載
- 「システム名」の欄は、「番号」の欄に対応した系統を記載
- 「理由」の欄は、生活交通の確保に支障がないとした理由を記載

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
京都府	相楽地区広域市町村圏	木津川市(旧加茂町)	<p>旧加茂町は、JR加茂駅周辺を中心に、銀行支店、郵便局、商業施設、医療機関等、生活を支える施設が存在しており、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められる。</p> <p>また、JR加茂駅は、関西本線名古屋方面への乗り継ぎや大和路線の終点にあたるほか、駅前バス停留所からコミュニティバスにも接続しており、相楽東部に位置する和束町・笠置町・南山城村にわたる交通の要衝である。</p> <p>これらのことから、旧加茂町が「広域行政圏の中心市町村に準ずるもの」として指定されることは適当である。</p>

表6 車両の取得計画の概要

R6年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
京都府	奈良交通 株式会社	0	0
	京阪京都交通 株式会社	6 (継続6両)	9,000
	西日本JR/バス 株式会社	2 (継続2両)	1,468
	京都交通 株式会社	1 (新規1両)	3,000
	丹後海陸交通 株式会社	9 (新規3両、継続6両)	14,230
	京阪バス 株式会社	0	0
	合計 18両(新規4両、継続14両)		27,698

表6 車両の取得計画の概要

R7年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
京都府	奈良交通 株式会社	0	0
	京阪京都交通 株式会社	6 (継続6両)	9,000
	西日本JRバス 株式会社	0	0
	京都交通 株式会社	2 (新規1両、継続1両)	4,800
	丹後海陸交通 株式会社	10 (新規3両、継続7両)	16,566
	京阪バス 株式会社	0	0
	合計 18両(新規4両、継続14両)		30,366

表6 車両の取得計画の概要

R8年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
京都府	奈良交通 株式会社	0	0
	京阪京都交通 株式会社	6 (継続6両)	9,000
	西日本JRバス 株式会社	0	0
	京都交通 株式会社	2 (継続2両)	2,880
	丹後海陸交通 株式会社	12 (新規2両、継続10両)	17,438
	京阪バス 株式会社	0	0
	合計 20両(新規2両、継続18両)		29,318

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 **京阪京都交通株式会社**

1. 車両取得の概要

初年度(令和 6 年度)	申請番号	申請種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
補助ブロック名	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線申請番号	車両の種類			

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

--

申請番号	実車購入予定費(円)*消費税を除く			普通償却限度額(円) <small>(定率法)×0.4=ト (定額法)×0.2=ト</small>	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	スリルのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円) <small>ア×7+12(月)=カ</small>	計画額(千円) <small>カ×1/2=コ</small>	* 残存価格(円) ヘ=カ-コ
	車両価格	附属品価格	改造費									
0	イ	ロ	ハ	ニ=1円=ホ	チ	ト+チ=ス	ル	ヲ	7	0円	0	0
0										0円	0	0
計										0千円	0	0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) への類以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費(円)	計画額(千円) <small>ツ×1/2=ネ</small>
			シ	ソ	ッ	0.0
					円	0.0
計					千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	コ+ネ
0	0

【負担者ごとの負担割合】

申請番号	都道府県		市区町村		負担者ごとの負担割合		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的要害
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
1	0円	50.0%	円	%	円	%	円	%	円	%	
2	0円	50.0%	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計	0円	50.0%	円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和 6 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用(国庫補助金)	
			申請番号	申請年度
京阪神・北近畿	第1号(4-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第2号(4-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第3号(4-3)	八田線1	第1号	R4
京阪神・北近畿	第4号(5-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第5号(5-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第6号(5-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	そのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価格(円)
第1号(4-1)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	6,750,000
第2号(4-2)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	6,750,000
第3号(4-3)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,141,688	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	6,750,000
第4号(5-1)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	9,750,000
第5号(5-2)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	9,750,000
第6号(5-3)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	9,750,000
計	90,000,000	67,500,000	18,000,000	0	18,000,000	19,194,553	18,000,000		18,000	9,000	49,500,000

【車両購入金融費用】
 事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内ニユ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(% 年利 工	Eと2.5%のうち低い方の率(% 7	補助対象経費	計画額(千円) 7×1/2ニサ
			(白)	(至)				
							0.0	
							0.0	
							0.0	
							0.0	
							0.0	
							0.0	
							0.0	
							0.0	
							0.0	
							0.0	
							0.0	
計							0.0	千円

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+7	計画額(千円) ケ+サ
18,000	9,000

補助プログラム名	申請番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の 負担割合
		郵便局長		市区町村		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神・北近畿	1	1,500,000	50.0%	円	円	円	円	%
	2	1,500,000	50.0%	円	円	円	円	%
	3	1,500,000	50.0%	円	円	円	円	%
	4	1,500,000	50.0%	円	円	円	円	%
	5	1,500,000	50.0%	円	円	円	円	%
	6	1,500,000	50.0%	円	円	円	円	%
合計		9,000,000	50.0%	円	円	円	円	%

【所要経費(R6年度別合計)】

18,000,000 円	9,000,000 円
--------------	-------------

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 **京阪京都交通株式会社**

1. 車両取得の概要

初年度(令和 7 年度)		確保持続期間補助金		車両の種類別		購入等予定		購入等の種別	
補助ブロック名	申請番号	申請番号	確保持続路線名称又は区間	申請番号	申請番号	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	年月	(現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

--	--

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く		軍費購入予定費を 計額から減価償却を 控除した額(円)	ホと限度額のうち少 ない方の額(円)	普通償却限度額 (円) (定率法)へ×0.4=ト (定額法)へ×0.2=ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	スとのうち少な い方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 7×7÷12(月)÷カ	計画額 (千円)	* 残存価格 (円) へ-カ=タ
	車両価格	改造費											
0	イ	ロ	ニ-1円=ホ	ハ	イ+ロ+ハ=ニ	チ	ト+チ=ヌ	ル	ヲ	7	0円	0	0
0											0円	0	0
計											0千円	0	0

【車両購入金融費用】
 ○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--	--

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(% 年利)	しと2.5%のうち低 い方の率(%)	補助対象経費	計画額 (千円)
	への額以内		レ	リ	リ	ツ×1/2=ネ
					円	0.0
					円	0.0
計					千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	ヨ+ネ
0	0

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請 番号	負担者とその負担割合			
		都道府県		市区町村	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合
京阪神・北近畿	1	0円	50.0%	円	%
	2	0円	50.0%	円	%
合計		0円	50.0%	円	%

「その他の者の
負担割合」
具体的な概要

2年目以降(令和 7 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金	
			申請番号	初年度
京阪神・北近畿	第1号(4-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第2号(4-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第3号(4-3)	八田線1	第1号	R4
京阪神・北近畿	第4号(5-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第5号(5-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第6号(5-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額=+	残存価額(円) 前年度7/12(年目のみ) の額=7	普通償却限度額 (円) (定率法) $7 \times (0.5 \times 0.4) = 1$ (定額法) $7 \times 0.2 = 1.4$	特別償却額(円) り	償却限度額(円) $1 + 7 = 1$	事業者償却額 (円) オ	ととのうち少ない方の額(円) り	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 $7 \times 12 \div 12(月) = 7$ (最終年度) $7 = 7$	計画額(千円) $7 \times 1/2 = 7$	*残存価格 (円) 7-7=7
第1号(4-1)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	3,750,000
第2号(4-2)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	3,750,000
第3号(4-3)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,141,688	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	3,750,000
第4号(5-1)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	6,750,000
第5号(5-2)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	6,750,000
第6号(5-3)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	6,750,000
計	90,000,000	49,500,000	18,000,000	0	18,000,000	19,194,553	18,000,000		18,000	9,000	31,500,000

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 **京阪京都交通株式会社**

1. 車両取得の概要

初年度(令和 8 年度)		確保持続期間補助金		車両の種類別		購入等予定		購入等の種類別	
補助ブロック名	申請番号	申請番号	確保持続路線名称又は区間	申請番号	申請番号	車両の長さ(m)	年月	数量	(現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

--	--

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く		普通償却限度額 (円) (定率法)へ×0.4=ト (定額法)へ×0.2=ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	スとのうち少な い方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 7×7÷12(月)÷カ	計画額 (千円)	* 残存価格 (円) ヘ×カ=タ
	車両価格	改造費									
0	イ	ロ	ハ	ニ=1円=ホ	ヘ	ト+チ=エ	ヲ	7	0円	0	0
0									0円	0	0
計									0千円	0	0

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--	--

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(% 年利)	しと2.5%のうち低 い方の率(%)	補助対象経費	計画額 (千円)
	ハの額以内		レ	リ	ニ	ツ×1/2=ネ
					円	0.0
					円	0.0
計					千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	ヨ+ネ
0	0

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請 番号	負担者とその負担割合			
		都道府県		市区町村	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合
京阪神・北近畿	1	0円	50.0%	円	%
	2	0円	50.0%	円	%
合計		0円	50.0%	円	%

「その他の者の
負担割合」
具体的な概要

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金	
			申請番号	初年度
京阪神・北近畿	第1号(4-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第2号(4-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第3号(4-3)	八田線1	第1号	R4
京阪神・北近畿	第4号(5-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第5号(5-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第6号(5-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額=+	残存価額(円) 前年度7/12(年目のみ) の額=7	普通償却限度額 (円) (定率法) $7 \times (0.5 \times 0.4) = 1$ (定額法) $7 \times 0.2 = 1.4$	特別償却額(円) り	償却限度額(円) $1 + 7 = 1$	事業者償却額 (円) オ	ととのうち少ない方の額(円) り	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 $7 \times 12 \div 12(月) = 7$ (最終年度) $7 = 7$	計画額(千円) $7 \times 1/2 = 3.5$	*残存価格 (円) 7-7=7
第1号(4-1)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	750,000
第2号(4-2)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	750,000
第3号(4-3)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,141,688	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	750,000
第4号(5-1)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	3,750,000
第5号(5-2)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	3,750,000
第6号(5-3)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	3,750,000
計	90,000,000	31,500,000	18,000,000	0	18,000,000	19,194,553	18,000,000		18,000	9,000	13,500,000

【車両購入金融費用】
 ○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ※の額以内=□	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円) 7×1/2=サ
			(目)	(至)				
								0.0
								0.0
								0.0
								0.0
								0.0
								0.0
								0.0
計								0.0

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	計画額(千円) ケ+カ
18,000	9,000

申請番号	補助プログラム名	負担者とその負担割合						「その他の者」の 具体的な概要
		鉄道局		市区町村		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
1	京阪神・北近畿	1,500,000	50.0%					
2		1,500,000	50.0%					
3		1,500,000	50.0%					
4		1,500,000	50.0%					
5		1,500,000	50.0%					
6		1,500,000	50.0%					
	合計	9,000,000	50.0%					

【所要経費(R8年度別合計)】

18,000,000 円	9,000,000 円
--------------	-------------

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 西日本ジェイアールバス株式会社

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和6年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
京阪神	第1号(31-1)	高雄・京北線	第3号	H31
京阪神	第2号(31-2)	高雄・京北線	第3号	H31

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ととのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価格(円)
第1号(31-1)	15,000,000	5,452,003	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	8	1,468,922	734.4	3,983,081
第2号(31-2)	15,000,000	5,452,003	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	8	1,468,922	734.4	3,983,081
計	30,000,000	10,904,006	6,000,000	0	6,000,000	4,406,768	4,406,768		2,937	1,468	7,966,162

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	工と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
	7の額以内=コ			(至)	1	7	7 × 1 / 2 = 3.5	
計								千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+ナ
2,937	1,468

【負担者とその負担割合】

補助金種別	負担者とその負担割合						「その他の者」の 具体的概要
	都道府県		市区町村		事業者自己負担		
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
マ+7	24,939	9%	387,200	24.939	9%	7	
ケ+ナ	24,939	9%	387,200	24.939	9%	7	
合計	334,600	9%	734,400	25.000	9%	7	

2年目以降(令和 6 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請 番号
			当該年度
			初年度

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円) 前年度7/12年目のみ の額=ア	普通償却限度額 (円) (定率法) ア×(0.5or0.4)=ム (定額法)ア×0.2=ム	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノとオのうち少 ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×キ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円)
	初年度への額=ナ			ウ	ム+ウ=ノ	オ	ク	ヤ		マ×1/2=ケ
計										

* 残存価格
(円)
ア-マ=7

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対 象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(白)	(至)				
	ナの額以内=コ				E	7	円	7×1/2=サ
計							円	千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+サ

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	都道府県		市区町村		負担者とその負担割合		「その他の項」の具体 的概要
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
合計	0 円	%	0 円	%	0 円	0 円	9%

48.6% 51.50%

2年目以降(令和 7 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用国庫補助金申請	
			当該年度	初年度
北陸1(北近畿1)	第1号(6-1)	高浜線(東舞鶴駅前～高浜駅前)	北近畿第1号	6

【購入車両減価償却費】
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円) 前年度7/2年目のみ 初年度への額=ナ	普通償却限度額 (円) (定率法) 7×(0.5×0.4)=ム (定額法)7×0.2=ム	特別償却額(円)	ウ	事業者償却額 (円)	オ	事業者償却額 (円)	エ	償却期間(月)	ヤ	補助対象経費 ク×キ÷12(月)×マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円)	計画額(千円) マ×1/2=ケ	* 残存価格 (円) 7-マ=7
第1号(6-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	0	5,023,200	0	3,600,000	0	12	0	3,600,000	1,800.0	5,400,000	
計			3,600,000	0	0		0	3,600,000	0			3,600	1,800	5,400,000	

【車両購入金融費用】
 ○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数 (白) (至)	借入利率(%) 年利	エと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費 7	計画額(千円)	計画額(千円) 7×1/2=サ
計				エ	エ			

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+サ
3,600	1,800

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	都道府県		市区町村		負担者とその負担割合		「その他の者」の具体的な概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
北近畿	1	873,000	48.5 %			926,000	51.5 %	3,481,000	%
合計		873,000	%			926,000	%	3,481,000	%

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京都市交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 8 年度)	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実車購入予定額(円)*消費税を除く		普通償却限度額 (円) (定率法) A×(0.5or0.4) (定額法) A×0.2	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	スとのうち少ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円)	計画額 (千円)	*残存価格 (円) A×1/2=3
	車両価格	改造費									
	イ	ロ	ハ	ニ+ロ+ハ=ト	チ	ト+チ=エ	ヲ	リ	ヲ×リ÷12(月)=カ	カ×1/2=コ	
計											

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	借入利率(%) 低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
	への額以内		レ	リ	ツ	ツ×1/2=ネ
計						千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	コ+ネ

【負担者ごとの負担割合】

補助プロジェクト名	都道府県		市区町村		負担者ごとの負担割合		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
	円	%	円	%	円	%	円	%	
	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計	円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用国庫補助金申請	
			当該年度	初年度
北近畿	第1号(6-1)	高浜線(東舞鶴駅前～高浜駅前)	北近畿第1号	6
北近畿	第1号(7-1)	福知山線1(市兵庫院前～藤部駅前)	北近畿第3号	7

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円) 前年度末の残存価額 ×(1-定率) ^{年数}	普通償却限度額 (円) (定率法) 7×(0.5×0.4)=ム (定額法)7×0.2=ム	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×キ÷12(月)×マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円)	* 残存価格 (円) 7-マ=7
第1号(6-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000	0	2,160,000	3,013,920	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240,000
第1号(7-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	5,023,200	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0	5,400,000
計			5,760,000		5,760,000				5,760	2,880	8,640,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ノの額以内=3	償還期間 (月)	今年度償還回数 (白) (至)	借入利率(%) 年利	借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費 7	計画額(千円)
計								

【所要経費】

補助対象経費(千円)	マ+7	計画額(千円)	ケ+サ
5,760		2,880	

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	都道府県		市区町村		負担者とその負担割合		「その他の者」の具体的な概要		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	1	523,000	48.5 %	円	51.5 %	円	51.5 %	円	51.5 %	
北近畿	3	1,800,000	50 %	円	50 %	円	50 %	円	50 %	
合計		2,323,000	円	50 %	円	556,000	円	51.5 %	円	51.5 %

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 丹後海陸交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和6年度)	申請番号	確保維持路線名称又は区間	車両の種類	車体定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
	第1号(6-1)	浦入線	ノンステップスロープ付	56	8.9	6.3	現金
	第2号(6-2)	海岸線	ノンステップスロープ付	56	8.9	6.3	現金
	第3号(6-3)	間人循環線	ノンステップスロープ付	56	8.9	6.3	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)

定率法

申請番号	実質購入予定額(円)*消費税を除く		普通償却限度額(円) (定率法) A×(0.5or0.4)=B (定額法)A×0.2=B	償却限度額(円) ト+チ=ズ	特別償却額(円) 子	償却期間(月)	償却対象経費(円) ヲ×リ÷1.2(月)=ハ	計画額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ヘ-カ=タ
	車両価格	付属品価格							
第1号(6-1)	17,830,200	1,925,815	6,000,000	6,000,000	7,902,406	7	3,500,000	1,750.0	11,500,000
第2号(6-2)	17,830,200	1,925,815	6,000,000	6,000,000	7,902,406	7	3,500,000	1,750.0	11,500,000
第3号(6-3)	17,830,200	1,925,815	6,000,000	6,000,000	7,902,406	7	3,500,000	1,750.0	11,500,000
計	53,490,600	5,777,445	18,000,000	18,000,000	23,707,218		10,500	5,250	34,500,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等・元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(% 年利)	補助対象経費(円)	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
			リと2.5%のうち低い方の率(%)	リ	
計					千円

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) コ+ネ
10,500	5,250

【負担者とその負担割合】

補助プログラム名	新渡館線		中庄新線		負担者とその負担割合		その他の事項 具体的な概要
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
1	50%	円	50%	円	%	円	%
2	50%	円	50%	円	%	円	%
3	50%	円	50%	円	%	円	%
合計	50%	円	50%	円	%	円	%

2年目以降(令和 6 年度)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費(国庫補助金申請番号)	
			当年度	初年度
北近畿	第4号(5-1)	伊根線	第1号	5
北近畿	第5号(5-2)	間人循環線	第6号	5
北近畿	第6号(4-1)	蒲入線	第2号	4
北近畿	第7号(4-2)	海岸線	第5号	4
北近畿	第8号(2-1)	間人循環線	第6号	2
北近畿	第9号(2-2)	伊根線	第1号	2

【購入車両減価償却費】
 ○事業車の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ)の額=ウ	普通償却限度額 (定率法) $ナ \times (0.50 \times 0.4) = ム$ (定額法) $ナ \times 0.2 =$	特別償却額(円) リ	償却限度額(円) $ム + リ = ノ$	事業者償却額(円) オ	ノのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 $ク \times ナ \div 1.2$ (月) = マ (最終年度) $ク = マ$	計画額(千円) $マ \times 1/2 = ケ$	* 残存価格(円) ラ-マ=7
第4号(5-1)	15,000,000	11,500,000	4,600,000		4,600,000	5,533,162	4,600,000	12	4,600,000	2,300.0	6,900,000
第5号(5-2)	15,000,000	11,500,000	4,600,000		4,600,000	6,212,956	4,600,000	12	4,600,000	2,300.0	6,900,000
第6号(4-1)	15,000,000	6,900,000	2,760,000		2,760,000	3,094,576	2,760,000	12	2,760,000	1,380.0	4,140,000
第7号(4-2)	15,000,000	6,900,000	2,760,000		2,760,000	3,094,576	2,760,000	12	2,760,000	1,380.0	4,140,000
第8号(2-1)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	1,687,009	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
第9号(2-2)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	1,687,009	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
計	90,000,000	40,040,000	17,960,000		17,960,000	21,309,288	17,960,000		17,960	8,980	22,080,000

2年目以降(令和 7 年度)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	第4号(6-1)	蒲入線	第2号	6
北近畿	第5号(6-2)	海岸線	第5号	6
北近畿	第6号(6-3)	間人循環線	第6号	6
北近畿	第7号(5-1)	伊根線	第1号	5
北近畿	第8号(5-2)	間人循環線	第6号	5
北近畿	第9号(4-1)	蒲入線	第2号	4
北近畿	第10号(4-2)	海岸線	第5号	4

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ 前年度7(2在目的み)の額=フ	残存価額(円) 前年度7(2在目的み)の額=フ	普通償却限度額(定率法) フ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=	特別償却額(円) リ	償却限度額(円) ム+リ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ナ÷1.2(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=フ	*残存価格(円) ラ=マ=フ
第4号(6-1)	15,000,000	11,500,000	4,600,000		4,600,000	6,058,512	4,600,000	12	4,600,000	2,300.0	6,900,000
第5号(6-2)	15,000,000	11,500,000	4,600,000		4,600,000	6,058,512	4,600,000	12	4,600,000	2,300.0	6,900,000
第6号(6-3)	15,000,000	11,500,000	4,600,000		4,600,000	6,058,512	4,600,000	12	4,600,000	2,300.0	6,900,000
第7号(5-1)	15,000,000	6,900,000	2,760,000		2,760,000	3,319,897	2,760,000	12	2,760,000	1,380.0	4,140,000
第8号(5-2)	15,000,000	6,900,000	2,760,000		2,760,000	3,727,773	2,760,000	12	2,760,000	1,380.0	4,140,000
第9号(4-1)	15,000,000	4,140,000	1,656,000		1,656,000	1,856,745	1,656,000	12	1,656,000	828.0	2,484,000
第10号(4-2)	15,000,000	4,140,000	1,656,000		1,656,000	1,856,745	1,656,000	12	1,656,000	828.0	2,484,000
計	105,000,000	56,580,000	22,632,000		22,632,000	28,936,696	22,632,000		22,632	11,316	33,948,000

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 丹後海陸交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和8年度)		車両の種類別		購入等予定		購入等の種別	
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	種別維持申請補助箇所番号	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	年月	(現金、割賦、リース)
北近畿	第1号(8-1)	浦入線	第2号	56	8.9	8.3	現金
北近畿	第2号(8-2)	海岸線	第5号	56	8.9	8.3	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く		普通償却限度額 (円) A×(0.5or0.4)÷10 (Bが0.2)×A×0.2	特別償却額 (円)	償却限度額 (円) A+B	事業者償却額 (円)	支払のうちの少ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 A×B÷1.2(月) =C	計画額 (千円) C×1/2=E	*残存価格 (円) A-C
	車両価格	改造費									
第1号(8-1)	17,830,200	1,925,815	19,756,015	6,000,000	6,000,000	7,902,406	6,000,000	7	3,500,000	1,750.0	11,500,000
第2号(8-2)	17,830,200	1,925,815	19,756,015	6,000,000	6,000,000	7,902,406	6,000,000	7	3,500,000	1,750.0	11,500,000
計	35,660,400	3,851,630	39,512,030	12,000,000	12,000,000	15,804,812	12,000,000		7,000	3,500	23,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	補助対象経費	計画額(千円)
	償還期間内の額以内		1.75%	円	円
計				千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カネツ	3,500
7,000	

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	都道府県		市区町村		事業者自己負担		その他の者の負担割合
		負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
北近畿	1	50%	円	50%	円	0%	円	0%
北近畿	2	50%	円	50%	円	0%	円	0%
合計		50%	円	50%	円	0%	円	0%

2年目以降(令和 8 年度)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	第3号(7-1)	伊根線	第1号	7
北近畿	第4号(7-2)	海岸線	第5号	7
北近畿	第5号(7-3)	間人循環線	第6号	7
北近畿	第6号(6-1)	蒲入線	第2号	6
北近畿	第7号(6-2)	海岸線	第5号	6
北近畿	第8号(6-3)	間人循環線	第6号	6
北近畿	第9号(5-1)	伊根線	第1号	5
北近畿	第10号(5-2)	間人循環線	第6号	5
北近畿	第11号(4-1)	蒲入線	第2号	4
北近畿	第12号(4-2)	海岸線	第5号	4

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ア 前年度への額=イ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ)の額=フ	普通償却限度額 (定率法) フ×(0.5000/4)-ム (定額法)ナ×0.2=	特別償却額(円)	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×イ÷1.2(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=チ	*残存価格(円) ウ-フ=7
第3号(7-1)	15,000,000	11,500,000	4,600,000		4,600,000	6,058,512	4,600,000	12	4,600,000	2,300.0	6,900,000
第4号(7-2)	15,000,000	11,500,000	4,600,000		4,600,000	6,058,512	4,600,000	12	4,600,000	2,300.0	6,900,000
第5号(7-3)	15,000,000	11,500,000	4,600,000		4,600,000	6,058,512	4,600,000	12	4,600,000	2,300.0	6,900,000
第6号(6-1)	15,000,000	6,900,000	2,760,000		2,760,000	3,635,106	2,760,000	12	2,760,000	1,380.0	4,140,000
第7号(6-2)	15,000,000	6,900,000	2,760,000		2,760,000	3,635,106	2,760,000	12	2,760,000	1,380.0	4,140,000
第8号(6-3)	15,000,000	6,900,000	2,760,000		2,760,000	3,635,106	2,760,000	12	2,760,000	1,380.0	4,140,000
第9号(5-1)	15,000,000	4,140,000	1,656,000		1,656,000	1,991,938	1,656,000	12	1,656,000	828.0	2,484,000
第10号(5-2)	15,000,000	4,140,000	1,656,000		1,656,000	2,236,664	1,656,000	12	1,656,000	828.0	2,484,000
第11号(4-1)	15,000,000	2,484,000	1,242,000		1,242,000	1,392,559	1,242,000	12	1,242,000	621.0	1,242,000
第12号(4-2)	15,000,000	2,484,000	1,242,000		1,242,000	1,392,559	1,242,000	12	1,242,000	621.0	1,242,000
計	150,000,000	68,448,000	27,876,000		27,876,000	36,094,574	27,876,000		27,876	13,938	40,572,000

【単面購入金融費用】
 ○事業者の返済方法(元利均等の元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) その額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(% 年利 Ⅰ	工と2.5%のうち 低い方の率 (%) ㊦	補助対象経費 7	計画額(千円) 7×1/2=㊦
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+7	計画額(千円) ケ+㊦
27,876	13,938

【負担者とその負担割合】

補助 コード 申請 番号	新運府県		市区町村		負担者とその負担割合		事業者自己負担		その他の者の 具体的概要
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	円	%	円	%	円	%	円	%	
3	2,300,000	50%	円	%	円	%	円	%	
4	2,300,000	50%	円	%	円	%	円	%	
5	2,300,000	50%	円	%	円	%	円	%	
6	1,380,000	50%	円	%	円	%	円	%	
7	1,380,000	50%	円	%	円	%	円	%	
8	1,380,000	50%	円	%	円	%	円	%	
9	828,000	50%	円	%	円	%	円	%	
10	828,000	50%	円	%	円	%	円	%	
11	621,000	50%	円	%	円	%	円	%	
12	621,000	50%	円	%	円	%	円	%	
合計	13,938,000	50%	円	%	円	%	円	%	

北
近
畿

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スローモーター付き車両、ワンステップ型スローモーター付き車両、ワンステップ型スローモーター付き車両、小型車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さ」の欄は、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 6.「車両購入金融費用」の欄は、補助対象経費の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限、年2.5%)
- 7.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還者を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 8.【計画額】の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 9.「実質購入予定額」については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改定費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 10.リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 11.【普通償却限度額】の欄は、平成24年4月1日以前に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 12.【普通償却限度額(△欄)】は、補助対象限度額(△欄)に保証率を乗じた償却率との比較により下回る場合、残存価格(△欄)に改定償却率を乗じた償却率を普通償却限度額(△欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却率を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(△欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両：保証率0.10800 改定償却率：0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 2.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類(117.9.10関連)
- 3.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 4.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 5.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に關する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 6.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 7.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。